平成２５年（フ）第２１０３号
愛知県東海市富木島町伏見４丁目５番地の５
債務者　有限会社イワサワ
代表者取締役　岩澤　伸二
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有田　弘信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２０３号
愛知県田原市田原町殿町70番地
債務者　廣中　康男
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆穂
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第５２号
岩手県大船渡市盛町字沢川20番地５、住民票上の住所岩手県大船渡市立根町字中野42番地２
債務者　清水　　実
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　在間　文康
4　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第１０８号
山形県長井市ままの上４番26―２号
債務者　齊藤　輝利
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　賢二
4　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１０９号
山形県長井市ままの上４番26―２号
債務者　齊藤　輝彦
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　賢二
4　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１１０号
山形県長井市勧進代1112番地
債務者　佐藤長四郎
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　　孝
4　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第３８１号
茨城県鉾田市大蔵1380番地９
債務者　藤枝　和夫
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　拓朗
4　破産債権の届出期間　平成26年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３９３号
茨城県水戸市千波町508番地の63
債務者　白川　　昇
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中本　義信
4　破産債権の届出期間　平成26年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１５４号
茨城県稲敷市浮島4344番地
債務者　黒田　勝己
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白岩　大樹
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１４４号
名古屋市緑区大高台２丁目313番地
債務者　井村　　績
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　優
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０９３号
愛知県北名古屋市沖村佐渡147番地１
債務者　東　　芳次
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大場　雄一
4　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月12日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３３号
盛岡市玉山区薮川字大の平74番地25
債務者　前川　隆喜
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平本丈之亮
4　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１０８２号
広島市南区上東雲町18番38―102号
債務者　天方　亮治
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石口　俊一
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６２号
兵庫県たつの市龍野町日飼263番地
債務者　渡辺　　豊
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衣笠　謙三
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月７日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
神戸地方裁判所龍野支部